

京都市契約事務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成17年3月31日

京都市長 樺本 賴兼

京都市規則第131号

京都市契約事務規則の一部を改正する規則

京都市契約事務規則の一部を次のように改正する。

第3条各号列記以外の部分中「(第1号様式)」を削る。

第9条第1項中「(第2号様式)」を削る。

第21条各号列記以外の部分中「(第3号様式)」を削る。

第27条の次に次の1条を加える。

(特定の随意契約に係る手続の特例)

第27条の2 市長は、令第167条の2第1項第3号又は第4号に該当する場合

に行う随意契約で、予定価格が第26条第1項に規定する額を超えるものをするときは、次に掲げる手続を行わなければならない。

(1) 契約の締結を予定する日の原則として2箇月前までに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約に係る物品又は役務の名称

イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称

ウ 契約の締結を予定する日

(2) 契約を締結する日までに、次に掲げる事項を公表すること。

ア 契約の内容

イ 契約の相手方の選定基準、申込みの方法その他の契約の相手方の決定方法

(3) 契約の締結後速やかに、次に掲げる事項を公表すること。

- ア 契約に係る物品又は役務の名称
- イ 契約に関する事務を所掌する組織の名称
- ウ 契約を締結した日
- エ 契約の相手方となった者の氏名又は名称
- オ 契約金額
- カ 隨意契約とした理由
- キ 契約の相手方とした理由

2 市長は、前項各号の規定による手続を行った後において、公表した内容に変更があったときは、速やかに変更後の内容を公表しなければならない。

3 第1項各号及び前項の規定による公表は、庁内の見やすい場所に掲示し、又はインターネットを利用して閲覧に供する方法で行わなければならない。

4 前3項の規定は、京都市病院事業の業務に係る地方公営企業法施行令第21条の14第1項第3号又は第4号に該当する場合に行う随意契約で、予定価格が第26条第2項に規定する額を超えるものをするときに準用する。

第33条及び第34条を次のように改める。

(特定長期継続契約の契約期間)

第33条 京都市長期継続契約に関する条例（以下「長期継続契約条例」という。）
本則各号に掲げる契約（以下「特定長期継続契約」という。）の契約期間（契約締結当初の契約期間を更新した場合における契約期間の合計を含む。次項において同じ。）は、5年を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、長期継続契約条例本則第1号から第4号までのいず

れかに該当する契約で、同本則第1号若しくは第2号に規定する物品、同本則第3号に規定する物件又は同本則第4号に規定する機材若しくは設備が減価償却資産（所得税法第2条第1項第19号又は法人税法第2条第23号に規定する減価償却資産をいう。）に該当し、かつ、契約の内容、商慣習その他の事情から5年を超える契約期間とすることが適當と認められるものの契約期間については、当該減価償却資産の耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令第1条第1項、第2条及び第3条第1項に規定する耐用年数をいう。）の範囲内において5年を超えることができるものとする。

第34条 削除

第37条中「（第4号様式）」を削る。

第61条第1項各号列記以外の部分中「教育委員会事務局」の右に「、市会事務局」を加え、「もののほか、次に掲げるとおりとする」を削り、同項各号及び同条第2項を削る。

第62条第1項中「特定調達契約」の右に「又は予定価格が別に定める額を超える特定長期継続契約」を加える。

第1号様式から第8号様式までを削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、京北町の区域の編入の日（平成17年4月1日）から施行する。

（特定の随意契約に係る手続の特例に関する経過措置）

2 平成17年4月1日から同月15日までの間にこの規則による改正後の京都市

契約事務規則（以下「改正後の規則」という。）第27条の2第1項に規定する随意契約を締結するときは、同項の規定にかかわらず、契約を締結した後速やかに、次に掲げる事項を公表しなければならない。

- (1) 改正後の規則第27条の2第1項第2号ア及びイに掲げる事項
- (2) 改正後の規則第27条の2第1項第3号アからキまでに掲げる事項

3 平成17年4月16日から同年6月15日までの間に改正後の規則第27条の2第1項に規定する随意契約を締結する場合における同項第1号の規定の適用については、同号中「契約の締結を予定する日の原則として2箇月前」とあるのは、「平成17年4月15日」とする。

（京北町の区域の編入に伴う経過措置）

4 京北町の区域の編入の日（以下「編入日」という。）前に同町において実施した入札、見積り合せその他の契約の準備行為については、改正後の規則の相当規定によってした準備行為とみなす。

5 編入日前に、旧京北町財務規則第115条において準用する同規則第103条第1項の規定に基づき平成17年度以降における指名競争入札への参加資格の確認のために提出された書類については、改正後の規則第21条の規定に基づき提出された指名競争入札参加資格審査申請書とみなす。

（理財局財務部調度課）